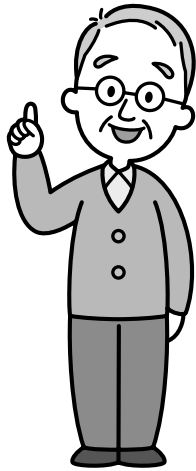


長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ



▶平成20年度の保険料の通知について

4月1日から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の平成20年度の保険料は、平成19年中の所得に基づいて算定し、7月中旬に被保険者の方に保険料額を通知させていただきます。

これまで、保険料を平成18年中の所得額に基づいて仮に算出し、4月以降に支給された年金から天引き（特別徴収）させていただいた方は、保険料額が変更となることがあります。

なお、長寿医療制度に加入する前に、政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合等の社会保険（被用者保険）の被扶養者であった方は、保険者からの通知により保険料の軽減が行われていますので、保険料額の通知内容の確認をお願いします。

▶医療機関での一部負担金の割合（負担区分）判定を行います

平成19年中の所得をもとに8月1日から医療機関でお支払いいただく一部負担金の割合の判定を行います。

一部負担金の割合が変更となる方へは、8月1日からご利用いただく新しい保険証（被保険者証）を送付しますので、医療機関等の窓口で提示してください。

一部負担金の割合が『3割』の方でも、申請をすることで『1割』となる場合があります。

対象となる方には申請書をお送りしますので、役場住民課で申請してください。

区 分	一部負担金の割合
一 般	1 割
現 役 並 み 所 得 者	3 割

▶『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請について

長寿医療制度の被保険者の方で、世帯全員の平成20年度住民税が非課税の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行させていただきます。入院時に病院で提示いただきますと、自己負担限度額や食事代が減額されます。（通院時には提示する必要はありません。）

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、7月31日で有効期限が切れることから、8月以降も引き続き要件に該当されると思われる方には、町から「限度額適用標準負担額減額認定申請書」を送付させていただいています。

また、新たに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請される方は、保険証と印鑑をご持参のうえ役場住民課までお願いします。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線⑤7784

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

（広域連合ホームページ）<http://www.shigakouiki.jp/>

※このページはご高齢の皆さんにご覧いただきやすいよう、大きな文字で表示しました。